



障がい福祉のご案内

も	障がい者手帳について	2
く	障がい福祉サービス	4
じ	自立支援医療	7
	その他障がい福祉制度等	8
	総合福祉相談支援センター	14
	障がい者団体等について.....	15
	市内障がい福祉関係機関連絡先一覧	17

〈おことわり〉 本冊子の作成にあたっては、法令名称や固有名詞等を除いて、「障害」を「障がい」と表記し使用しています。



しょう しゃ て ちょう 障がい者手帳について

障がいのある方の日常生活を支援するために、いろいろな福祉サービスがありますが、これらの制度を利用するためには各種障がい者手帳が必要となる場合があります。

障がい者手帳は、ご本人（保護者）の申請に基づき障がいのある方に交付されるものです。

しんたいしょうがいしゃ て ちょう ■身体障害者手帳について

身体に障がいのある方が、各種福祉サービス等を受ける際に必要な手帳です。

①障がいの種類

障がいの種類

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| ・視覚障がい | ・心臓、じん臓または呼吸器の機能障がい |
| ・聴覚または平衡機能の障がい | ・ぼうこうまたは直腸の機能障がい |
| ・音声・言語機能またはそしゃく機能の障がい | ・小腸の機能の障がい |
| ・肢体不自由
（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能） | ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい |
| | ・肝臓の機能の障がい |

②障がい等級

障がいの程度は、重度の方から順に、1級から6級までに区分されています。

③必要書類等

- 申請書 ○診断書（身体障害者福祉法に定められた指定医師に受診してください）
- 写真（たて4センチ×よこ3センチ）

④主な福祉サービス等

- 障がい福祉サービス（居宅介護・短期入所等）
- 重度心身障害者医療費助成〔県障〕（1級・2級・3級）
- バス運賃・汽船運賃の割引 など

※障がいの等級および種類等によって利用できる福祉制度の内容は異なります。

■身体障害者手帳の交付申請の手続き

- ① まずは、主治医に相談してください。
- ② 市の窓口で申請書と身体障害者診断書の用紙をお受け取りください。
- ③ 指定医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
- ④ 必要事項を書いた申請書と診断書、本人の証明写真、マイナンバー、顔写真付きの身分証明書を準備して市の窓口へ提出してください。
- ⑤ 審査が行われ、認定されると手帳が交付されます。
期間は1～2ヶ月ぐらいかかります。

※本人または同居のご家族以外の方が窓口に来られる場合は委任状と顔写真付きの身分証明書が必要になります。
※顔写真付きの身分証明書がない場合は、保険証と病院の診察券をご用意ください。

りょういく て ちょう

療育手帳について

知的障がいのある方が、各種福祉サービス等を受ける際に必要な手帳です。

①障がい程度の内容

障がい程度	内容
A (重度)	① 知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活において介助または監護を必要とする人 ② 肢体不自由、盲・ろうあ等の障がいを有し、知能指数がおおむね 50 以下であって、日常生活において常時介助または監護を必要とする人（※身体障がいの程度は、身体障害者手帳 1 級～3 級に該当するもの）
B (その他)	重度に該当しない方

②手続き方法

手帳の取得にあたっては、「巡回相談」で、児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受ける必要がありますので、社会福祉課障がい福祉係または各支所・行政サービスセンター障がい福祉担当窓口にてお申し込みください。

③主な福祉サービス等

- 障がい福祉サービス（居宅介護・短期入所等）
- 重度心身障害者医療費助成 [県障]（「A」判定）
- バス運賃・汽船運賃の割引 など ※障がいの等級等によって利用できる福祉制度の内容は異なります。

せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちょう

精神障害者保健福祉手帳について

精神の障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方（知的障がいは含まれません）の障がいの状態を証明する手帳です。

①障がい程度の内容

障がい等級	精神障がいの状態（※詳細については主治医にご相談ください）
1 級	日常生活の身の回りのことをほとんどできない程度のもの（障害基礎年金 1 級相当）
2 級	日常生活が著しく制限を受けるか、または制限を加えることを必要とする程度のもの（障害基礎年金 2 級相当）
3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または制限を加えることを必要とする程度のもの

②必要書類等

- 申請書
- 診断書（指定様式）または精神障がいを支給事由とする障がい年金の年金証書等
- 写真
(たて 4 センチ×よこ 3 センチ)

③主な福祉サービス等

- 障がい福祉サービス
(居宅介護・短期入所等)
- 重度心身障害者医療費助成 [県障] (1 級)
- バス運賃・汽船運賃の割引など
- ※障がいの等級等によって利用できる福祉制度の内容は異なります。

精神障害者保健福祉手帳の交付申請の手続き

- ① まずは、主治医に相談してください。
- ② 市の窓口で申請書と手帳用診断書の用紙をお受け取りください。(年金証書で申請する場合、診断書は不要)
- ③ 指定医師の診断を受け、診断書の作成を依頼してください。
- ④ 必要事項を書いた申請書、診断書または年金証書、本人の証明写真、マイナンバー、顔写真付きの身分証明書を準備して市の窓口へ提出してください。
- ⑤ 審査が行われ、認定されると手帳が交付されます。
期間は 1 ヶ月ぐらいかかります。

※本人または同居のご家族以外の方が窓口に来られる場合は委任状と顔写真付きの身分証明書が必要になります。
※顔写真付きの身分証明書がない場合は、保険証と病院の診察券をご用意ください。

◆ しょう ぶくし サービス (じりつし えんきゅうふ) 障がい福祉サービス(自立支援給付)

○ 訪問系サービス・短期入所

サービスの名称	内容	利用できる人
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	・区分1以上の方
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	・区分1以上の方 ・障がい児にあっては、上記に相当する心身の状態である者

○ 日中活動系サービス・地域活動支援センター

サービスの名称	内容	利用できる人
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	区分3以上である者（50歳以上の場合は、区分2以上）
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。	就労を希望し、就労に必要な知識・能力の向上、職場探し等の支援が必要な障がい者（65歳未満）
就労継続支援 B型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。	通常の事業所に雇用されることが困難であって、就労の機会等を通じ、知識・能力の向上や維持が期待される障がい者
地域活動 支援センター	障がいのある人等に、創作的な活動または生産活動の提供、社会との交流促進等の多様なサービスを提供します。	障がいのある方等

○ 居住系サービス等

サービスの名称	内容	利用できる人
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上の援助をします。	知的障がい・精神障がいの方
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	生活介護利用者のうち、区分4以上の者（50歳以上の場合は、区分3以上）

○ 「障害支援区分」とは

障がいのある方が必要とする支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から区分6まであり、数字が大きいくほど必要とされる支援の度合いが高くなります。

しょう ぶくし りょうほうほう 障がい福祉サービスの利用方法について

1 そう だん 相 談

佐渡市または指定特定相談支援事業者に相談します。
サービスが必要な場合は佐渡市に申請します。

【指定相談支援事業者】

指定相談支援事業者とは、佐渡市の指定を受けた事業所のことで、障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。



2 しん せい 申 請

支給申請を行うと、現在の生活や障がいの状況についての調査が行われます。

3 しんさ はんてい 審査・判定

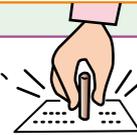
調査の結果および医療機関からの医師意見書をもとに佐渡市で審査判定を行い、どのくらいのサービスが必要な状態であるか障害支援区分が決まります。

4 にんてい つうち 認定・通知

指定相談支援事業者が、利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。それらを踏まえてサービスの支給量などが決まり、障害福祉サービス受給者証が交付されます。

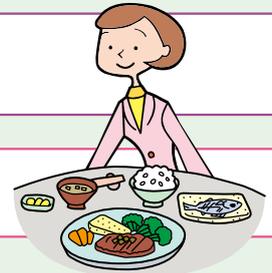
5 じぎょうしゃ けいやく 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。



6 りょう サービスの利用

サービスの利用を開始します。



障がい者相談支援事業所のご案内

Q 相談支援事業所ではどのようなことをしているの？

A 相談支援事業所では以下のような相談支援を行っています。

- 生活全般についての相談、障がい福祉サービス利用についての情報提供や助言
- 専門機関の紹介および連絡調整
- サービス等利用計画の作成
- 施設や病院に長期入院等していた方が地域での生活に移行するための支援

Q どのような人が利用できるの？

A 市内にお住まいの障がいのある方や、その家族の方々からのご相談をお受けしています。

Q だれが相談にのってくれるの？

A 相談支援専門員がご相談をお受けします。

※各相談支援事業所の連絡先については裏表紙をご覧ください。

◆ 障がい福祉サービス費の負担

サービスを利用した場合、原則1割の利用者負担を支払います。ただし、障がい福祉サービスおよび補装具にかかる月ごとの利用者負担は、世帯の所得に応じて、上限額が決められています。

○ 所得を判断するときの世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者が属する住民基本台帳での世帯

○ 障がい者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯の方(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

○ 障がい児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	市民税課税世帯の方(所得割28万円未満) 居宅で生活する障がい児	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※就学前の障がいのある子どもたちを対象とした、児童発達支援等のサービス利用者負担額は無料です

○ 補装具費の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円

○一般の区分で所得割46万円以上の方がいる場合、補装具にかかる費用は全額自己負担になります。

○ 高額障害福祉サービス費(世帯単位の軽減措置)

同じ世帯に障がい福祉サービス(補装具にかかる利用者負担を含む)を利用する方が複数いる場合などでも、合算した額が上限額を超えた分は「高額障害福祉サービス等給付費」として支給されます。

○ 施設でサービスを利用した場合

施設でサービスを利用した場合の食費や光熱費の実費負担について、所得の低い方は負担軽減があります。また、グループホームを利用する方で、所得の低い方は家賃の助成があります。

じりつ・しえん・いりょう・せいしんつういん・いりょう・こうせい・いりょう・いくせい・いりょう
◆ 自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。自己負担は、原則医療費の1割負担です。

○対象者

精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）

○対象となる主な障がいと治療例

- 精神通院医療：精神疾患→向精神薬、精神科デイケア等
- 更生医療、育成医療：
 - ア 肢体不自由 ……関節拘縮→人工関節置換術
 - イ 視覚障がい ……白内障→水晶体摘出術
 - ウ 内部障がい ……心臓機能障がい→人工弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障がい→腎移植術、人工透析療法

○医療費の負担上限額

区分	対象となる世帯 (同じ医療保険に加入している家族を世帯とします)	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で障がい者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	市民税非課税で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税額(所得割)が23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外

○所得の低い人以外でも、継続的に相当額の医療負担が発生する場合には、上限額が決められています

- 統合失調症、躁うつ病・うつ病などの方
- 腎臓機能障がい、小腸機能障がい、心臓機能障がいなどの方

対象となる世帯	負担上限額(月額)
市民税額(所得割)が3万3千円未満	5,000円
市民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
市民税額(所得割)が23万5千円以上	20,000円

○指定自立支援医療機関

自立支援医療費の支給は、都道府県が指定した指定自立支援医療機関での医療が対象となります。

◆その他障がい福祉制度等

補装具費支給制度

身体障害者手帳を所持する方等（難病含）に、身体障害者更生相談所等における判定に基づき、市の決定をうけて、障がいの内容および程度に応じ、補装具の購入費等を支給します。

対象となる
補装具

義肢、装具、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置 など

※要事前申請

重度心身障害者医療費助成制度【県障(けんしょう)】

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が病院・薬局を受診したときの医療費が助成されます。

一部負担

・外来 530円/日（医療機関ごとに月4回まで負担）
・入院 1,200円/日 ・訪問看護療養費 250円/日
ただし、高校卒業までの方は入院にかかる一部負担はありません。

※要事前申請

心身障がい者福祉タクシー利用券事業

心身に障がいのある方を対象に、タクシー券を交付します。利用券は、年間一人一冊（500円割引券36枚綴）が交付され、一度の乗車で最高6枚まで利用できます。

○対象となる障がいおよび等級等

- ①身体障害者手帳1級・2級 ②下肢または体幹不自由の障がい程度等級3級
③療育手帳「A」 ④精神障害者保健福祉手帳1級 ※外出支援サービス（高齢福祉課）と併用はできません。

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給します。
※低所得世帯は、掛金が減免されます。

対象となる方 心身障がい者（障がい児）の保護者で65歳未満の方

精神障害者医療費助成事業

精神医療にかかる自立支援医療制度または健康保険で定められた自己負担額の2分の1の額を助成します。

対象となる方

- 自立支援医療制度（精神通院）を受けている方
○入院により精神障がいの医療を受けている方 ※生活保護受給者、県障等医療費助成受給者等は非該当

通所交通費助成事業

心身に障がいのある方が、市内の作業所等に通所するために必要な交通費の一部を助成します。
※福祉タクシー券を利用して通所した場合、その日の助成は対象になりません。

通院交通費助成事業

人工透析、指定難病等の方が、通院医療を受けるための交通費の一部を助成します。

対象となる方

- ①特定疾患、指定難病、小児慢性特定疾患の方 ②人工透析療法を必要とする方
※福祉タクシー券を利用して通院した場合、その日の助成は対象になりません。

精神障害者訪問看護交通費助成事業

精神科の医療機関が実施する訪問看護サービスに係る交通費負担額の2分の1を助成します。

対象となる方

精神障害者保健福祉手帳所持者または自立支援医療（精神通院医療）受給者

◆公共料金、税の減免について

■NHK放送受信料の減免

全額免除	半額免除
<p>[障がい者の方を世帯構成員に有する場合] 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯の構成員全員が市民税非課税</p>	<p>[障がい者の方が世帯主の場合] ○身体障害者手帳1級・2級、または視覚・聴覚障がい者の方 ○療育手帳「A」 ○精神障害者保健福祉手帳1級</p>

■所得税の控除（※その他市・県民税の控除もありますのでお問い合わせください。）

特別障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がい者手帳（重度）をもっていると課税対象の所得金額から40万円が控除されます。
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がい者手帳（中・軽度）をもっていると課税対象の所得金額から27万円が控除されます。

■自動車税（種別割・環境性能割）の減免

障がい者のために利用される自動車は、一定の条件に該当すれば税金が減免されます。

◆各種手当

■特別児童扶養手当

20歳未満の重度または中度の心身障がい児を監護している父母などに手当を支給します。
※所得制限有

令和5年度手当額	1級（重度）手当額	月額 53,700円	支給月	4月・8月・11月
	2級（中度）手当額	月額 35,760円		

■障害児福祉手当

20歳未満であって精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする児童に手当を支給します。※所得制限有

令和5年度手当額	月額 15,220円	支給月	5月・8月・11月・2月
----------	------------	-----	--------------

■特別障害者手当

20歳以上であって精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。※所得制限有

令和5年度手当額	月額 27,980円	支給月	5月・8月・11月・2月
----------	------------	-----	--------------

※施設に入所したとき、病院等に継続して3ヶ月を超えて入院したときは、支給資格がなくなります。

地域生活支援事業

にちじょうせいかつよう く きゅう ふ じ ぎょう

日常生活用具給付事業

身体障害者手帳または療育手帳を所持する方、難病患者等に、事前申請により障がいの内容および程度に応じ、自立した日常生活を支援する用具を給付します。

○対象となる日常生活用具等

特殊寝台、入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、ネブライザー、ストーマ装具、小規模住宅改修 など

訪問入浴サービス事業

重度身体障がい者で自宅や施設での入浴が困難な方に浴槽を提供して入浴介護を行います。

対象者	身体障害者手帳（肢体不自由の級別が1級・2級）を所持し次に該当する方 ○訪問入浴でなければ入浴が困難な在宅の方 ○医師が入浴可能と認めた方
利用料	本人および扶養義務者の所得などに応じ負担

い どう し えん じ ぎょう

移動支援事業

障がい者等の外出のうち、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加等の余暇活動に関する外出を支援します。同行援護、行動援護等の対象者は障がい福祉サービスが優先されます。

認められるもの	認められないもの
○社会生活上必要不可欠な外出（金融機関での諸手続き、学校等の見学や手続き、会社説明会など）	○通勤、通学、通所、営業活動等の経済活動に係る外出（講師として講演会へ参加など）
○社会参加等の余暇活動に関する外出（講演会への参加、体育施設やプールへの移動など）	○通年かつ長期にわたる外出（1年を通じて定期的なもの、概ね3か月を超えるもの）
	○行事への参加等に伴う外出で主催者等が支援すべき外出（施設や学校などが主催する大会イベント）

にっちゅういち じ し えん じ ぎょう

日中一時支援事業

障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行います。

い し そつう し えんしゃ は けん じ ぎょう

意思疎通支援者派遣事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に意思疎通支援者（手話通訳者、要訳筆記者等）を派遣します。

しんたいしょうがいしゃよう じ どうしゃかいぞう ひ どうじよせい じ ぎょう

身体障害者用自動車改造費等助成事業

身体障がい者が就労等に伴い自ら運転する自動車を改造する場合、または、自ら運転できない重度の障がい者若しくは生計を同一にする者が改造された自動車を購入等する場合、その経費の一部を助成します。

※必ず改造前（購入前）に申請してください。中古車でも助成対象になります（ただし、個人売買は除く）。

しんたいしょうがいしゃ じ どうしゃうんてんめんきよしゅとく ひ じよせい じ ぎょう

身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている方が自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

せいしんしょうがいしゃとうせいかつ し えん じ ぎょう

精神障害者等生活支援事業

障がいのある方を対象に、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、社会生活技能および就労意欲の向上等を図り、病状再発の防止および社会復帰の促進に努めることを目的としています。

○利用できる人

精神障害者保健福祉手帳を所持する方または自立支援医療等の医療を受けている方が対象になります。なお、身体障害者手帳、もしくは療育手帳を所持する方も対象になります。利用にあたっては社会福祉課にご相談ください。

○開催地区 市内5地区で月一回程度開催しています。

○参加費用 300円程度になります。外出プログラム(温泉、外食等)等は別途実費負担となります。

成年後見制度について

知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど自分で判断することが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断が出来ずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

○ご本人の判断能力の程度に応じて、成年後見制度は次の区分に分けられます。

区分	ご本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

お問い合わせ・ご相談はこちらへ

佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター でんわ 81-1155 FAX 81-1156

にちじょうせいいかつ・じりつ・しえんじぎょう

日常生活自立支援事業について

認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方の中で、日常の生活をしていく上で、必要な福祉サービスの利用等について自分ひとりの判断に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

※ご本人との契約によるサービスとなりますので、ご本人の利用希望と、この事業でお手伝いする内容を理解できる判断能力が必要です。

お問い合わせ・ご相談はこちらへ

佐渡市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 でんわ 81-1150 FAX 81-1156

療育支援相談等について

■ 放課後等デイサービス

主に6歳から18歳の障がいのある児童を対象に、放課後または夏休み等長期休業日に、生活能力向上の訓練および社会との交流促進等の支援を行います。

■ 児童発達支援事業（子ども若者相談センター）

ことばや心と体の成長に心配のある乳幼児が保護者とともに参加し、個別での指導や少人数（小集団）での遊びや交流を通して個の能力を伸ばすお手伝いする場です。

幼児療育支援教室「じゃんぷ」と幼児ことばこころの教室「さくらんぼ」、幼児動作療法教室「まっぼっくり」を開催しています。「落ち着きや集中力に心配のある児のクラス」や「コミュニケーション等に心配のある児のクラス」「発音の誤り等を改善するクラス」「体や指先の動きに心配がある児のクラス」などがあります。また、保護者や関係者への療育指導や相談もおこなっています。

参加申込は、随時お受けいたします。

■ 保育園等巡回支援事業（子ども若者相談センター）

市内の保育園等を巡回支援専門員が定期的に巡回し、子どもの行動観察を通じて担当保育士等への助言、必要に応じて関係機関と連携し、早期発達支援が受けられるようお手伝いします。

■ ペアレント・トレーニング事業（子ども若者相談センター）

発達障がいをもつお子さんの保護者を対象とした子育てセミナーです。子どもの行動特徴を客観的に観察し、グループ討議やホームワークを通して対応のコツをトレーニングします。

3～5歳児を対象とした幼児版と、小学校低学年を対象とした小学生版があります。

■ 佐渡ことば・こころの教室

お子さんの「発音のあやまり」「吃音」「言葉の遅れ」などの指導・相談をお受けしています。

また、「読む・書く・聞くなど特定のことが苦手」「落ち着きのなさや集中力・人とのコミュニケーションが気になる」といったお子さんの指導・相談もお受けしています。

※詳しくは、P18 市内障がい福祉関係機関連絡先「教育機関 佐渡ことば・こころの教室」窓口までお問い合わせください

■ 診察・医療

子どものこころやからだに関することについてのご相談をお受けします。

○佐渡総合病院：診察・医療

○佐渡市立両津病院：診察・医療

■ 療育相談（佐渡保健所）

乳幼児の発育・発達、関わり方などについて、専門小児科医による相談会を年4回程度開催しています。

希望される方は、佐渡市の地区担当保健師にご相談ください。

■ 巡回相談（新潟県中央福祉相談センター佐渡駐在所）

子どもの家庭や学校での問題行動、発達について相談をお受けします。希望される方は、新潟県中央福祉相談センター佐渡駐在所にご相談ください。

しょうねんぎん 障がい年金について

障がいの程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金の障がい年金を受けることができます。

○障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、法令により定められた障がい等級表（1級・2級）に定める障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

□年金額（定額）※令和5年4月現在

1級	993,750円	※18歳到達年度の末日までにある子(障がい等級表に定める障がいの状態にある者は20歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。
2級	795,000円	

○障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金保険の障がい等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（3級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

※注意事項 身体障害者手帳の障がい等級と国民年金・厚生年金の障がい等級とでは判断基準が異なるため、手帳の交付を受けた場合でも障がい年金を受けられないことがあります。また、他年金との調整がある場合もあります。

1. 受給要件

障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の要件を全て満たしている必要があります。

(1)初診日に、年金に加入していること

障がいの原因となった病気やケガで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に、年金に加入している必要があります。

※年金に加入していない20歳前や60歳以上65歳未満（国内に住んでいる者のみ）の期間に初診日があるときを含む。

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

(2)一定の障がいの状態にあること

障がい認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障がい状態にある必要があります。

(3)一定の保険料を納付していること

初診日前に一定期間の保険料納付済期間があること、または、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの直近1年間に、保険料の未納期間がないことが必要です。

2. 請求手続き

障がい年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。

□請求手続き先 障害基礎年金 → 市役所市民生活部市民課保険年金係または新潟西年金事務所
障害厚生年金 → 新潟西年金事務所

お問い合わせ 新潟西年金事務所 お客様相談室 でんわ 025-225-3008
日本年金機構「ねんきんダイヤル」でんわ 0570-05-1165 (ナビダイヤル)
佐渡市市民生活部市民課保険年金係 でんわ 63-5112
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

さ だ し そ う ご う ふ く し そ う だ ん し え ん
佐渡市総合福祉相談支援センター

○総合福祉相談支援センターの業務

地域で生活されているみなさまの、福祉に関するお困りごと、
 気になることなどお気軽にご相談ください！

- ・内容に応じて適切な関係機関におつなぎします
- ・課題を整理したうえで解決方法を一緒に考えます



○総合福祉相談支援センターの業務内容

- ・福祉に関する総合相談窓口
- ・ひきこもり支援事業
- ・障がい者基幹相談支援センター事業

○障がい者基幹相談支援センターの業務

障がいのある方やそのご家族、関係機関の方々からの相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。
 ご本人の希望を大切に、より自分らしく生活できるようお手伝いいたします。

- ・専門機関と連携し、生活全般の相談をお受けします。
- ・施設や病院などから、“地域で暮らしたい”という思いを支援します。
- ・成年後見制度の普及啓発、障がい者の虐待の防止および差別の解消に取り組みます。

【相談窓口】

場 所 佐渡市千種 232 番地 市役所 社会福祉部社会福祉課 総合福祉相談支援センター
 でんわ 63-3127 FAX 63-5121
 開所時間 午前8時30分～午後5時30分 月～金(土日祝日と12月29日～1月3日を除く)

下記の相談支援事業所でも相談を受け付けています。

相談支援事業所	でんわ	FAX
相談支援事業所 こもれび	67-7660	67-7784
相談支援事業所 さど	22-3977	22-3843
相談支援事業所 はまなすの家	51-1200	51-1201
相談支援事業所 愛らんど	070-4453-4026	67-7476
相談支援センター そらうみ	58-9150	58-9151
相談支援事業所 すたーと	090-5542-9879	-

～佐渡で暮らすあなたの「働きたい」を応援します～

障がい者就業・生活支援センターあてび

あてびでは障がいのある方の「働いて自立した生活を送りたい」という気持ちを大切にして、ハローワークなどさまざまな関係機関と連携し、就職や職場定着に向けた支援および就業に伴う生活上の課題について支援を行います。電話やメールでの相談もしくは、来所いただいたの相談となります。また、職場定着のために定期的に事業所を訪問し、必要に応じて家庭訪問も行います。

できるだけ多くの障がいのある方が、自分らしい生活を送ることができるよう、また、長く働き続けられるようさまざまな支援を提供します。



□障がいのある方への支援

- 就業支援 就職に向けた準備支援（面接練習、履歴書の書き方等）、職場開拓、職場実習のあっせん、職場に定着するための支援等
- 生活支援 健康面での支援、諸手続きにおける支援、人間関係での悩み相談や各種福祉サービスの利用のための相談支援等

□事業主の方への支援

障がいのある方の雇用についての相談（障がい特性や雇用管理、実習等）、各種雇用制度の説明、ジョブコーチ支援についての説明、雇用後の職場定着を図るための支援等

お問い合わせ 障がい者就業・生活支援センターあてび

でんわ 67-7740 FAX 67-7784 E-mail atebi.work@email.plala.or.jp

障がい者団体およびその他の団体の活動について

佐渡市身体障がい者福祉協議会

連絡先 でんわ 57-8141 FAX 57-8151 社会福祉協議会佐和田支所内

障がいを持った方々が気軽に参加できる研修会やスポーツ等を通じて、会員相互の交流・情報交換の場となることを目的に活動を行っています。

佐渡市手をつなぐ育成会

連絡先 でんわ 81-1155 FAX 81-1156 社会福祉協議会本所内

知的障がいがある方とその家族の会です。交流会や研修会などを通して会員同士で悩みや情報を共有し、支えあいながら福祉の増進を目指して活動しています。

佐渡市精神障がい者家族会 佐渡よつば会

連絡先 市民生活部健康医療対策課 でんわ 63-3115

精神に障がいがある方の家族が、互いに支え合い、学び合いながら、家族の健康の保持向上を図るとともに、福祉サービスなどの充実に向けた働きかけ等の活動をしています。

佐渡杉っこクラブ(貝塚) 主催者:本田 でんわ 090-2565-2896

個別に、子どものころ・からだ・感覚に働きかける遊びの提供、子どもへの関わり方などの相談をお受けします。学習会やおしゃべり会も開催しています。 ※詳細は、主催者にお問い合わせください。

ぷれジョブ佐渡 でんわ 090-9741-4174 電子メール prejobsado@gmail.com

特別な支援が必要な小学校5・6年生から高校3年生までの障がいのある子ども等が放課後や土日に週1回、1時間程度、ボランティアの「ジョブサポーター」に支援してもらい、地域のお店や企業で就労体験をします。

佐渡市音訳とわの会 でんわ ^{にしの}西埜 75-2732

視覚障がいがある方へ、情報・文化・コミュニケーションを楽しめるように、市報さど等の広報誌を音訳録音したCDを希望者に郵送する活動をしています。

佐渡市障害者スポーツ協会 でんわ 27-2040(奥田薬局内)

障がい者スポーツの普及、啓発をはじめ、選手の育成、強化および指導者の育成に取り組み、障がい者の積極的な社会参加を促進するための活動を行っています。

新潟佐渡障害者フライングディスク協会 でんわ 22-4165 FAX 22-4166(第二岩の平園内)

いつでも、どこでも、誰でも安全に取り組みやすいスポーツであるフライングディスク競技大会の開催と競技の普及、指導者の派遣事業を行っています。

★^{さどしじょうひせいがつ}佐渡市消費生活センター★

消費生活センターは消費生活の相談窓口です。

商品やサービスの契約・購入で「おかしいな?」と思ったり、消費生活において不安や心配を感じたときは、ひとりで悩まずにご相談ください。

でんわ 57-8143 FAX 52-6024

年末年始を除く平日の午前9時～午後4時

〒952-1393 佐渡市河原田本町394番地 佐和田行政サービスセンター内

土日祝日のでんわ相談窓口は「消費者ホットライン」でんわ188(いやや!)へ

市内障がい福祉関係機関連絡先一覧

(市外局番0259)

サービス名	内容	名称	所在地	でんわ	ファックス
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	在宅	社協ヘルパース テーションまご ころ	☎952-0202 栗野江1837番地 (畑野デイサービスセンターやわら ぎの里内)	81-1621	66-4152
	在宅	けあビジョンホーム 佐渡訪問介護	☎952-1202 吉井本郷576番地 6	61-1000	61-1010
居宅介護 重度訪問 介護	在宅	介護サービスセン ターふれあい館	☎952-1209 千種58番地 1	63-2300	63-3180
	在宅	老介護ときヘル パーステーション	☎952-1304 下長木466番地 1	51-0097	51-0170
生活介護	通所	そよかぜ	☎952-1209 千種丙205番地 2	63-3858	63-3804
就労継続支援 B型	通所	愛らんど畑野	☎952-0202 栗野江1810番地 21	66-3901	66-3901
	通所	さわやか	☎952-0101 新穂長畝910番地	22-3833	22-3843
	通所	愛らんど相川	☎952-1511 相川栄町24番地	74-0696	74-0696
	通所	相川岩百合	☎952-1511 相川栄町24番地	74-0017	74-0018
	通所	サウスクラブ	☎952-0504 羽茂本郷525番地 4	88-2815	88-2815
	通所	チャレンジド立野	☎952-0026 立野333番地	67-7774	67-7774
就労移行支援 B型	通所	まつはらの家	☎952-1313 八幡町303番地 2	52-4744	52-4566
	通所	まつはらの家 パンピーノ	☎952-1313 八幡町100番地	58-8067	58-8068
	通所	あんずの家	☎952-0014 両津湊343番地46	23-3303	23-3306
	通所	愛らんど新穂	☎952-0103 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581
地域活動支援センター	通所	アントレプレ ナー	☎952-0604 真野新町323番地	080-2221-8703 (携帯)	
障害児通所施設 (放課後デイ サービス)	通所	愛らんどえがお	☎952-0206 畑野甲433番地 9	67-7476	67-7476
	通所	にじいろ	☎952-0114 下新穂90番地 1 (新潟県新星学園内)	58-7022	22-3935
障害児通所施設 (児童発達支援)	通所	佐渡市子ども若 者相談センター	☎952-1208 金井新保乙1107番地 1	58-8077	58-8078
日中一時支援	通所	愛らんど畑野	☎952-0202 栗野江1810番地 21	66-3901	66-3901
	通所	愛らんど新穂	☎952-0103 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581
	通所	新潟県新星学園	☎952-0114 下新穂90番地 1	22-2047	22-3935
	通所	愛らんどえがお	☎952-0206 畑野甲433番地 9	67-7476	67-7476
	通所	みかん	☎952-0108 上新穂664番地 4	22-3900	22-3900
共同生活援助 (グループホーム)	入居	みなと寮	両津湊地区	63-3858 (そよかぜ)	
	入居	りょうつ寮	両津湊地区		
	入居	ちぐさ寮	千種地区		
	入居	くぼた寮	窪田地区		
	入居	さわた寮	窪田地区		

市内障がい福祉関係機関連絡先一覧

(市外局番0259)

サービス名	内容	名称	所在地	でんわ	ファックス
共同生活援助 (グループホーム)	入居	愛らんど金井の杜	金井新保地区	66-3901 (愛らんど畑野)	
	入居	サンクスふじの	新穂瓜生屋地区	22-3833 (さわやか)	
	入居	サンクスゆりいな	相川塩屋町地区	58-7234	-
福祉型 障害児 入所施設	入所	新潟県新星学園	☎952-0114 下新穂 90番地 1	22-2047	22-3935
施設入所 支援 生活介護	入所	はまなすの家	☎952-1313 八幡町340番地	51-1200	51-1201
	入所	岩の平園	☎952-0108 上新穂1256番地	22-3880	22-3881
	入所	第二岩の平園	☎952-0108 上新穂1256番地	22-4165	22-4166
訪問入浴	在宅	ツクイ佐渡かない	☎952-1202 吉井本郷144番地 1	61-1621	61-1622
	在宅	社協訪問入浴 介護事業所	☎952-0202 栗野江1837番地 (畑野デイサービスセンターやわらぎの里内)	58-7180	66-4152
相談支援事業	相談	相談支援事業所 こもれび	☎952-1204 三瀬川382番地 7	67-7660	67-7784
	相談	相談支援事業所 さど	☎952-0101 新穂長畝910番地 (さわやか内)	22-3977	22-3843
	相談	相談支援事業所 はまなすの家	☎952-1313 八幡町340番地	51-1200	51-1201
	相談	相談支援事業所 愛らんど	☎952-0206 畑野甲433番地 9 (愛らんどえがお内)	070- 4453- 4026	67-7476
	相談	相談支援センター そらうみ	☎952-0108 上新穂646番地 9	58-9150	58-9151
	相談	相談支援事業所 すたーと	☎952-0106 新穂瓜生屋 539番地 2	090-5542-9879 (携帯)	
成年後見 センター 生活自立相談 支援センター	相談	佐渡市社会福祉 協議会	☎952-0206 畑野甲533番地 (畑野行政サービスセンター内)	81-1155	81-1156
日常生活自 立支援事業	相談	佐渡市社会福祉 協議会	☎952-0206 畑野甲533番地 (畑野行政サービスセンター内)	81-1150	
教育機関	通学・ 相談	新潟県立佐渡特 別支援学校	☎952-0114 下新穂88番地	22-2145	22-4038
	通級・ 相談	佐渡ことば・ こころの教室	☎952-1209 千種丙178番地 1 (金井小学校内)	63-4156 (直通) 63-4115	63-4117
			☎952-0014 両津湊200番地1 (両津小学校内)	27-3642	27-2288
			☎952-0504 羽茂本郷559番地 1 (羽茂小学校内)	88-2125	88-3756
			☎952-0312 吉岡1695番地 (真野小学校内)	55-2009	55-4303

市内障がい福祉関係機関連絡先一覧

(市外局番0259)

サービス名	内容	名称	所在地	でんわ	ファックス
教育機関	通級・相談	佐渡ことば・こころの教室	☎952-1208 金井新保乙40番地(金井中学校内)	63-4107	63-4108
			☎952-0028 加茂歌代1449番地(両津中学校内)	27-2185	27-2186
就労支援	相談	障がい者就業・生活支援センターあてび	☎952-1204 三瀬川382番地7	67-7740	67-7784
	相談	ハローワーク佐渡	☎952-0011 両津夷269番地8	27-2248	23-3339
障がい者団体	団体	佐渡市身体障がい者福祉協議会	☎952-1314 河原田本町394番地 (社会福祉協議会佐和田支所内)	57-8141	57-8151
	団体	佐渡市手をつなぐ育成会	☎952-0206 畑野甲533番地 (社会福祉協議会本所内)	81-1155	81-1156
	団体	佐渡市精神障がい者家族会 佐渡よつば会	☎952-1292 千種232番地 (健康医療対策課内)	63-3115	63-5126
その他	相談・集い	佐渡杉っこクラブ	☎952-1207 貝塚895番地	090-2565-2896 (携帯)	
	就労体験	ぷれジョブ佐渡	お電話でご連絡ください。	090-9741-4174 (携帯)	
	団体	佐渡障害者スポーツ協会	☎952-0108 上新穂1256番地 (第二岩の平園内)	22-4165	22-4166
	団体	新潟佐渡障害者フライングディスク協会			
行政機関	相談	教育委員会学校教育課	☎952-8501 両津湊198番地	58-7351	58-7352
	相談	健康医療対策課	☎952-1292 千種232番地	63-3115	63-5126
	相談	総合福祉相談支援センター(障がい者基幹相談支援センター)	☎952-1292 千種232番地 (社会福祉課内)	63-3127	
	相談	子ども若者相談センター	☎952-1208 金井新保乙1107-1	58-8077	58-8078
	相談	消費生活センター	☎952-1393 河原田本町394番地 (佐和田行政サービスセンター内)	57-8143	52-6024
	相談	佐渡地域振興局健康福祉環境部(佐渡保健所)	☎952-1555 相川二町目浜町20番地1	74-3386	74-3333
				74-3407	
相談	新潟県中央福祉相談センター 佐渡駐在所 ※		74-3390		

※当該施設には、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の機能があります。



しょう ふく し かん そう だん まど ぐち
障がい福祉に関する相談窓口

障がいのある方やそのご家族からのご相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用支援などを行う相談支援窓口をもうけています。

佐渡市総合福祉相談支援センター ☎63-3127 ☎63-5121
(障がい者基幹相談支援センター)

相談支援事業所 こもればい ☎67-7660 ☎67-7784

相談支援事業所 さど ☎22-3977 ☎22-3843

相談支援事業所 はまなすの家 ☎51-1200 ☎51-1201

相談支援事業所 愛らんど ☎070-4453-4026 ☎67-7476

相談支援センター そらうみ ☎58-9150 ☎58-9151

相談支援事業所 すたーと ☎090-5542-9879

相談は無料です。お気軽にご相談ください。